

## 介護サービス事業者の指定申請（新規・更新）には

審査手数料が必要となります

平成30年4月から

### 指定申請（新規・更新）手数料の額

事業・サービスの種類	金額	
	新規	更新
地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設を除く） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	20,000円	10,000円
地域密着型介護老人福祉施設	30,000円	15,000円
居宅介護支援	20,000円	10,000円
地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	14,000円	7,000円
介護予防・日常生活支援総合事業 予防専門型訪問サービス 生活支援型訪問サービス 予防専門型通所サービス	14,000円	7,000円

※他市町村長間の同意に基づく地域密着型サービスの指定の場合は手数料不要。

### 注意事項

- 手数料は、指定を受けようとするサービスの種類ごとに必要です。  
（例）地域密着型通所介護と予防専門型通所サービスで更新の場合  
10,000円+7,000円=17,000円
- 手数料は、申請の際本市が発行する納付書でお支払ください。
- お支払いいただいた手数料は、審査の途中でも返還しません。
- 審査の結果、新規指定・指定更新がされない場合であっても、手数料は返還しません。

問い合わせ 芦屋市監査指導課 TEL 0797-38-2125